

蕭常『續後漢書』帝紀および列傳一の贊について

田中 靖彦

はじめに

本稿は、南宋の人である蕭常が著した『續後漢書』⁽¹⁾の、帝紀および后妃諸王傳の贊を主な手がかりに、蕭常の三国論および正統論に関する分析を行うものである。筆者は、蕭常『續後漢書』を手がかりとした南宋における正統論の展開に関する研究に取り組んできており、本稿はその一環である。本研究の全体的な問題関心などについては、田中靖彦・石井仁・中本圭亮「蕭常『續後漢書』の基礎的研究―序および四庫提要の分析を中心に―」（『實踐國文學』九七、二〇二〇年。以下、「前稿一」と呼称）においてすでに述べた通りであり、ここでは繰り返さない。また、蕭常の劉備評価については、田中靖彦・石井仁「蕭常『續後漢書』昭烈皇帝紀についての覚書」（『實踐國文學』九九、二〇二一年。以下、「前稿二」と呼称）にて若干の具体的分析に着手しており、また、田中靖彦「蕭常『續後漢書』諸葛亮傳贊について」（『實踐國文學』一〇〇、二〇二一年。以下、「前稿三」と呼称）では、蕭常の諸葛亮評価について論じている。本

こととしたい。この【一】【二】といった表記は、便宜上筆者が設けたものである。

【一】

(前略)夏四月癸巳、帝崩於⁽³⁾永安宮。時年六十三。遺詔「百官發哀、滿三日除服、到葬期、服⁽⁴⁾如禮、其郡國守相・都尉・令・長、三日便除。」五月、梓宮至自永安。秋八月、葬惠陵。謚曰昭烈皇帝。

帝寬仁大度、知人善任使、有高帝之風。臣下雖有顯過、必曲意原貸。待關羽・張飛如親父子。一見諸葛亮、違衆用之、遂成帝業。又性儉約、嘗毀帳鉤銅以鑄錢、非軍功不妄賜予、以故國用不至匱乏。初入益州、丞相掾趙叡問於徵士傅幹曰、「劉玄⁽⁵⁾德其濟乎。」幹曰、「玄德寬仁有度、能得人死力。諸葛亮達治知變、正而有謀、而爲之相。關羽・張飛、勇而有義、皆萬人敵、而爲之將。此三人者、皆人傑也。以玄德之略、三傑佐之。何爲不濟。」時馬謖有盛名、亮每器之。帝謂亮曰、「馬謖、言過其實、不可大用。」亮不以爲然、後竟有街亭之敗⁽⁶⁾。

【二】

贊曰、漢承秦慘刻之後、高・文以寬仁結人心、淪浹既久、牢不可解。雖中更禍變、而人之謳吟思漢、不絕于口。世祖因之、卒復舊物、重以章帝、惠及胎養⁽⁷⁾、培植益固。靈・獻之際、可謂大壞極亂矣。而一時英雄、擁兵負固者、猶以劉氏藉口。昭烈父子、以帝室支屬、介在一隅而正位號、尚數十年、由先漢至是、垂祀五百。三代以還、蓋未之有。人主之結人心、其效迺爾。有大物⁽⁸⁾者、庸可忽諸⁽⁹⁾。

総じて、【一】の箇所は劉備個人に対する賞賛であるのに対し、【二】の箇所は漢王朝の皇帝としての劉備への賞賛と

なっている。具体的に見ていこう。

(二)「贊曰」の前の箇所について

まず【一】の部分についてであるが、まず確認しておくべきは、陳壽の劉備への総評である『三國志』蜀書二・先主傳の評と比較的類似した内容の箇所が散見されることである。蕭常の言う「帝寬仁大度、知人善任使、有高帝之風」は、陳壽のいう「先主之弘毅寬厚、知人待士、蓋有高祖之風、英雄之器焉」とほぼ同内容であるし、諸葛亮の拔擢を高く評価するのも蕭常と陳壽で共通している。

一方で、【二】の部分においては、劉備の死に関する表現が『三國志』と異なることが注目される。陳壽は劉備の死を「殂」とする(『三國志』蜀書二・先主傳)のに対し、蕭常は「崩」と表現している。また、【一】には陳壽の劉備評価では言及の無い論点もある。まず気づくのは、關羽・張飛との信頼関係に関する論点があることである。「待關羽・張飛如親父子」と述べているのに加え、『三國志』では先主傳注「傅子」に見える傅幹の劉備評価をここに引用して、再度諸葛亮だけでなく關羽らにも言及し、賞賛を送っている⁽¹⁰⁾。これらは無論、關羽らへの肯定的評価というより、劉備がすぐれた部下を深く信頼していたことを高く評価するものと見て良いであろう。そう考えると、陳壽は劉備と諸葛亮の君臣関係を讃えたが、蕭常はここに關羽・張飛も加えて君臣関係を讃えているという相違にすぎず、この論点に関して言えば陳壽の劉備評価と大きな差は無いともいえる。

劉備が諸葛亮に対し馬謖の重用を戒めたことへの言及も、劉備の人物を見抜く目を讃える意図で述べられていることは明らかである。この件は『三國志』では蜀書九・馬良傳附・馬謖傳に見えるが、蕭常がこれを劉備に対する評価の

段において述べているのは、劉備の人材を見抜く見識を讃える意図が蕭常にあったからに他ならない。

また、陳壽が言及せず蕭常が言及した論点として、劉備が儉約を旨としていたことに関する「又性儉約、嘗毀帳鉤銅以鑄錢」という記述は興味深い。少なくとも現在我々が参照できる『三國志』でこれに直接該当する記述は、管見の限り見当たらない⁽¹⁾。この典拠は恐らく、『南齊書』卷二十八・崔祖思傳の「劉備取帳鉤銅鑄錢、以充國用」という記述である可能性が高く、蕭常が『三國志』以外の史料も活用していたことを窺わせる一例となっている。

もちろん、陳壽が言及した論点で蕭常が敢えて論及しなかった点もある。陳壽は先主傳の「評曰」において「機權幹略不逮魏武、是以基宇亦狹（機權幹略は魏武に逮はず、是を以て基宇も亦た狭し）」と述べているが、これに該当する論点は蕭常の劉備評価に関する文には一切見えない。これは当然といえは当然で、蜀漢を賛美し曹操を批判することを目的とする蕭常が、「劉備は權謀術數の面において曹操に及ばず、だから政權の基盤も狭かった」などと書くわけはないのであった。総じて、【一】の部分では、個人としての劉備についての賛辞を主な内容としていることが分かる。

(三) 「贊曰」について

続けて、【二】の「贊曰」について見てみよう。この贊の論旨自体は、漢室が長きにわたって人々から慕われていたこと、劉備がその人望篤い漢朝の皇室の末裔として帝位についたことの正しさを述べたもので、よくある論とも思われる。だが【一】と異なり、劉備という個人への評価は殆ど含まれていない。【二】における劉備への賛辞と読める内容は、彼が漢室の一門として「位號を正」したこと、それによって漢王朝が数十年の延命を実現し、漢朝全体としては五百年もの長寿となったことへの賞賛である。これは彼個人の能力や人徳への評価というより、漢の皇帝としての彼の正し

さへの賞賛であると読めるであろう。しかも、「二」におけるそれ以外の大部分は、劉備への言及というよりは漢王朝そのものへの賞賛となっている。

もちろん、かかる論旨には南宋の置かれた境遇が投影されていると見るべきで、南宋諸儒におけるこういった論の存在は、つとに『四庫全書総目』史部一・正史類『三國志』が指摘するところである。ここで蕭常の説く「以帝室支屬、介在一隅而正位號」という記述などは、そのまま南宋の国情が投影されていることは明らかである。蕭常は、「一隅に介在する現在の南宋ではあるが、位號を正す存在なのであり、人心を結ばざらなる長期政權となるであろう」ということを、願望を込めつつ述べていると読むことができる。

加えて指摘すべきは、この「贊曰」で始まる段は、恐らく蕭常オリジナルの度合いが高いと思われることである。先に指摘したように「贊曰」の前の段における劉備評価は『三國志』先主傳をはじめとする先行史料を材料とした部分が多いが、筆者が確認した範囲では、「贊曰」で始まる段については材料にしたと思しき史料を確認できない。もちろん、漢文における決まり文句的な表現の使用という側面や、『後漢書』の故事を踏まえた表現などはあるが、『續後漢書』諸葛亮傳質に見られたような、いわゆる「全文丸写し」というような内容とはなっていないことには留意しておきたい。

以上に述べたように、昭烈皇帝紀における劉備評価は、劉備個人に対する賞賛と、劉備というよりは漢という王朝の延命に対する贊美の二段構えになっていることが分かる。蕭常が劉備を高く評価していたこと自体は疑いがなく、「贊曰」においては劉備個人への言及がほぼ無いということは興味深い。

二・ 少帝紀における劉禪評価について

蜀漢の第二代皇帝にして同政権最後の皇帝となった劉禪は、蕭常『續後漢書』では卷第二・帝紀第二において扱われている。『三國志』蜀書では後主と呼称される彼だが、蕭常『續後漢書』は彼を「少帝」としており、卷第二・帝紀第二の冒頭は「少帝諱禪、字公嗣、昭烈皇帝子也」となっている。「少帝」は、廢位となったり殺害されたことで諡号が与えられることのなかった皇帝について述べる際に用いられることの多い表現であり、諡号ではない。たとえば「少帝」の号について、劉知幾は「天子見黜者、漢魏以後謂之少帝」（天子の黜けらるる者、漢魏より已後 之を少帝と謂ふ）と述べている（『史通』卷四・稱謂）。蜀漢を正しい王朝として扱う必要があった蕭常としては、劉禪にも正式な皇帝であってもらう必要があったが、その劉禪に皇帝としての諡号が無いことから、彼を少帝とする記述を採り、しかも彼のために単独の本紀を設けたのである。

劉禪への贊は、卷第二・帝紀第二の末尾に見える。なお、先に見た劉備の場合とは異なり、少帝紀では「晉泰始七年崩、時年六十五」という記述のあとに直ちに「贊曰」となっており、「贊曰」の前の部分における劉禪への評価を記した段などは無い。「三」は便宜上筆者が設けたものである。

【三】

（前略）晉泰始七年崩、時年六十五。

贊曰、少帝任賢相、則僞境懷畏、一惑關尹⁽¹²⁾、亂亡隨之。傳曰、「存亡在所任」⁽¹³⁾、信哉⁽¹⁴⁾。

「贊」に入る直前の一文に「崩」の字が用いられるところに、蕭常の強い意志が看取できる。たとえ降伏していても、劉禪は正式な皇帝であると主張したかったということなのである。

論旨は「劉禪は賢明なる宰相(諸葛亮)に政務を任せていたときには良かったが、宦官(黄皓)に惑わされてしまったからは良くない」というものであり、この論旨は『三國志』蜀書三・後主傳の評と概ね共通したものである。蕭常の劉備への評価が陳壽の評とは異なる論も展開していたことと比べると、蕭常の論の独自性は薄いと言えよう。

もちろん、細かい表現の異同はある。たとえば、陳壽は「後主任賢相則爲循理之君、惑闇豎則爲昏闇之后」と論ずるに留まっているのに対し、蕭常は「任賢相、則僞境懷畏、一惑闇尹、亂亡隨之」と論じており、表現がやや現実味を帯びたものになっているという印象を受ける。陳壽の評には見えない「僞境懷畏」という敵国の態度や、「亂亡隨之」という蜀漢滅亡への言及は、やはり南宋の現状への危惧が投影されているように思われる。断定は難しいが、あるいは蕭常の言う「賢相」「闇尹」はそれぞれ岳飛・秦檜の暗喩であって、「岳飛健在なりし頃は金も南宋を恐れたが、秦檜によって岳飛が排斥されてしまった現在は滅亡へ向かっている」という主張と読めなくもないであろう。

加えて指摘すべきは、陳壽の評に見える、劉禪の即位の際に踰年せずに改元したことへの批判や、史官を置かなかつた事への批判が、蕭常の贊には全く見えないことである。ただしこれは、蕭常がこれらのことを批判に値すると見なさなかつたことを意味しない。改元への批判は諸葛亮傳贊にて確認することができる(前稿三参照)。少帝紀の贊にてこの批判を展開しなかつたのは、同じ内容の批判を二箇所で行う煩を避けたためと考えられなくもない。後述するように蕭常は、劉備と呉懿の妹の婚姻に対する批判については複数の箇所にて展開しているので、改元への批判はそれほどこのこだわりが無かつた、ということなのかもしれない。あるいは蕭常は、踰年せずに改元したことの責任は君主たる劉禪ではなく諸葛亮にある、と見なしていたのであろうか。現時点では断定はむずかしく、今後の課題としたい。

三・后妃諸王傳贊

蕭常『續後漢書』は、本紀のあとが表となっているが、これは今回の分析対象からは除外する。そして表のあとが列傳となっており、列傳第一は、劉備・劉禪の夫人と子の列傳となっている。『三國志』蜀書でいう「二主妃子傳」に該当する。この列傳第一の名称は四庫全書本では確認できないが、叢書集成本および傳・同治本では、同卷の冒頭部分に「列傳第一／后妃諸王」(「／」は改行を示す)とあるので、「后妃諸王傳」と呼ぶことにする。

同列傳の構成は、序、劉備・劉禪の夫人たちに関する記述、贊、劉備・劉禪の子たちに関する記述、となっている(昭烈皇帝紀と異なり、贊以外に人物評価に関わるまとまった箇所は無いことも附記しておく)。この構成から分かるように同卷の特徴は、序があること、夫人に関する贊はあるが皇子たちに関する贊は無い(従って贊の位置も巻末ではない)ことがあげられる⁽¹⁵⁾。皇子たちへの贊が無いことには違和感を覚えるが、同卷の最後が北地王諶(劉諶)の傳であることは少なからず意味を持つであろう。『三國志』に列傳が無い彼のために立傳し(記事内容は『三國志』後主傳や同注『漢晉春秋』をベースとしたもので、目新しい内容はとくに無いが)、しかもそれを同卷の末尾に置き、「先殺妻子而後自殺。左右無不爲涕泣」という記事で締めくくることが、同卷は衝撃的な印象の残る終わり方となっている。あるいはこれを以て皇子たちへの贊がわりとしたのかもしれない。

とまれ本稿では、序に当たる部分(後掲【四】)と贊(後掲【五】)について見ておく。

【四】

昭烈承衰亂之餘、庶事草創、嬪嬙之制、闕焉未備。方是時、公族轉徙四方、疏封亦鮮。陳壽復擯而不書、是以

後世無傳焉。姑因其舊而附益之⁽¹⁶⁾。

【五】

贊曰、事以正立、以權濟。蓋權者、所以濟正之不及、苟無事乎權、雖一於正可也。昔⁽¹⁷⁾晉文公僑處於秦、欲因秦而反國。故秦伯納懷嬴⁽¹⁸⁾而不敢拒。何則、有求於人、勢不得不從。不然則事何由濟。此豈得已哉。昭烈之納吳后、方疑而未決、法正乃援晉文之事以贊其成⁽¹⁹⁾。是所謂「逢君之惡」者也⁽²⁰⁾。且夫婦、人倫之始、不可以不正。匹夫且不可違禮、况人主乎。晉文之權以濟事、已不能逃議者之譏。今⁽²¹⁾內不偏於勢、外無事乎權。奈何踵其違禮之失、以權而廢正哉。古者、一正君而國定⁽²²⁾。昭烈之不能定天下、其無賢臣以正之與⁽²³⁾。余觀趙雲以同姓之嫌、不肖⁽²⁴⁾娶趙範之嫂、其所守之正、有漢廷諸公不能及者。使其得與末議、必能詆正之謬而納君於正矣⁽²⁵⁾。『書』曰、「僕臣正、厥后克正」⁽²⁶⁾、詎不信然⁽²⁷⁾。

まず【四】に挙げた序であるが、わざわざ序を設ける必要があるのか疑問の残る内容と言わざるを得ないほど、特筆すべき内容が無い。陳壽『三國志』で序のある数少ない巻が魏書五・后妃列傳であることを意識したのか、あるいは陳壽『三國志』よりも充実した内容であることを強調し、自著の独自性を主張したかったのかもしれない。とりあえず本論の関心から見たとき、特に言及すべき論点は無い。

続けて【五】に挙げた贊であるが、過激な論となっていることが目を引く。蕭常は、劉備が吳懿の妹を夫人としたことが相当不満であったらしく、かなり厳しい批判を展開している。尤も、かかる劉備の婚姻への批判はすでに習鑿齒が行っている⁽²⁸⁾。全体的な論旨や、習鑿齒の「今先主無權事之偏」という表現と、蕭常の「今内不偏於勢」という表現

の類似性などから見て、蕭常の論が習鑿齒の論の影響を受けているのは間違いない。だが蕭常は、習鑿齒よりもさらに強くこの婚姻を批判する。蕭常は、この結婚を勧めた法正を、孟子のいう「君の悪心を誘い出す」²⁹者であると強烈に批判するのみならず、その批判の矛先を、この婚姻を諫止する部下が劉備にいなかったことにまで向けている。そして彼は、『孟子』の「一たび君主を正しくすれば国は定まる」や『尚書』の「臣下が正しければ君主も正しくなる」という一節を引用しつつ、恐らくこの婚姻を諫止した者がいなかったことへの批判なのである。「昭烈が天下を統一できなかったのは、彼を正す賢臣がいなかったからであろうか」とまで言っている。前稿一で述べたように、蕭常が『續後漢書』を著す大きな動機となったのは、父の志を継承して「漢（蜀漢のこと）をおとしめ魏を尊ぶという陳壽の誤りを正す」という点にあった。その蕭常をしてここまで言わしめているのであるから、これは蕭常にとって相当重要度の高い論点であったことが分かる。

この劉備の婚姻に対する批判は、前稿三で指摘したとおり、列傳三・諸葛亮傳の贊においても見られるもの（厳密に言えば、列傳三贊において見られる批判は、吳懿の妹を立后する策書を諸葛亮が奉じたことへの批判）であった。つまり蕭常は自著の中でこの婚姻に対する否定的見解を複数回にわたって展開しているのであり、それだけ彼の重視の度合いが高かったことを窺わせる。この論点に関する限り、蕭常にとっては劉備や諸葛亮ですら厳しく批判されるべき存在であったことが分かる。

そして、それとは対照的に高く評価されているのが趙雲であることも注目されよう。蕭常は、趙範の嫂を妻としなかった趙雲を高く評価し、「もし趙雲がこの議論に参加できていれば、必ずや法正の誤りを叱り、主君（劉備）を正しきに引き入れたであろうに」と論じている。詳細は別稿を準備中であるが、趙雲が趙範の嫂を妻としなかったことへの賞賛は『續後漢書』趙雲傳の贊においても述べられている。こういった記述からは、当時における禮規範の厳守を強

く求める蕭常ら当時の士大夫の価値観を窺い知ることができる。

おわりに

蕭常『續後漢書』帝紀一・二、および列傳一の贊を主な手がかりとして、蜀漢の皇帝および皇室の人物に対する蕭常の評価について分析を進めてきた。帝紀一・昭烈皇帝紀における劉備評価は、劉備個人に対する賞賛と、漢の皇帝としての劉備に対する贊美の二部構成ともいべき内容になっており、とくに贊においては劉備個人への言及がほぼ無く、漢朝への讚美と、その漢朝を延命させたことに対する肯定評価を主内容としている。かかる評価からは、蕭常が南宋の現状を蜀漢に投影していたことを窺い知ることができよう。この「現状の投影」という要素は、帝紀二の贊においても見出すことができる。

今回の検討範囲において異彩を放つのは、劉備と吳懿の妹の婚姻を手厳しく批判する列傳一の贊である。この批判自体は古くからあり、その点において蕭常のオリジナリティは薄いのだが、蜀漢を讚える意図を以て執筆されたはずの『續後漢書』において、「劉備が天下統一をできなかったのは過ちを正す賢臣がいなかったから」という論が見えることは、やはり目を引く。当時における禮規範の遵守を最優先事項と見なしていた南宋士大夫の価値観をよく伝える事例の一つであると言えよう。

注

(1) 本稿における『續後漢書』のテキストは、叢書集成初編の『續後漢書』（本稿では「叢書集成本」と呼称）を底本とし、「四庫全書」史部・別史類所収の『蕭氏續後漢書』（本稿では「四庫全書本」と呼称）、および、同治八年重刊と記載のある『續後漢書』

- の版本(本稿では「傳・同治本」と呼称)を用いて校訂を行った。叢書集成本、四庫全書本、および傳・同治本について、およびテキスト校訂に関する凡例などは前稿を参照されたい。
- (2) これについての詳細は、前稿一および前稿三を参照。本稿に関わる点について再度指摘しておく、劉備に関する事蹟が上下分巻となっているのは、叢書集成本および傳・同治本による。四庫全書本では、劉備を扱う昭烈皇帝紀は卷一・帝紀一で、上下に分かれていない。
- (3) 「於」は四庫全書本では「于」。
- (4) 『三國志』蜀書二・先主傳の該当部分は「復」。
- (5) 傳・同治本は「玄」は「元」となっており、同字が四角で囲ってある(ほかの箇所も同様)。四庫全書本は「玄」の欠画としている。これについては二通りの可能性がある。まず一つは、宋代において「玄」は諱む必要がある字であったことを原因とした表記とする可能性。陳垣『史諱举例』(科学出版社、一九五八年)は、宋代には宋皇族の祖「趙玄朗」の「玄」の字を避けて「元」あるいは「眞」に改められたと指摘する。もう一つは、康熙帝の名「玄燁」の「玄」を避けたものである可能性。四庫全書本が「玄」の欠画としているのはそのためである。また陳垣前掲書によると、清代の避諱として「玄」は「元」で代用されたという。傳・同治本が「玄」を「元」とするのが、宋代の避諱を蕭常の原著通り反映したものか、刊行された時代である清代の避諱のためのものかは今後の検討課題としたいが、傳・同治本や叢書集成本では、宋代における避諱の対象となる字を使用した記述もある。たとえば、「桓」は欽宗の諱であるため、蕭常の生きた時代では避諱すべき字であり、実際のところ蕭常は斉の桓公を「威公」としている(前稿一参照)。しかし傳・同治本では普通にこの字を用いた箇所もある(吳載記第八の「朱桓」など)。そのため、傳・同治本が「玄」を「元」としたのは、宋代・清代いずれの避諱に基づくものかは直ちには判じ難いが、前者の場合でも、傳・同治本は宋代の避諱すべてが遵守されているわけではないという点は留意する必要がある。なお、本稿で史料を引用するに当たっては、「玄」の避諱であることが明らかかな字は「玄」に改めている。
- (6) (前略)夏四月癸巳、帝 永安宮に崩す。時に年六十三。「百官 哀を發するに、三日に滿つれば服を除き、葬期に到らば服すること禮の如くせよ。其れ郡國の守・相・都尉・令・長は、三日にして使ちに除け」と遺詔す。五月、梓宮 至ること永安よりす。秋八月、惠陵に葬らる。謚して昭烈皇帝と曰ふ。帝 寬仁大度にして、人を知り善く任使し、高帝の風有り。臣下に顯過有りと雖も、必ず意を曲げて原貸す。關羽・張飛を待つこと親父子の如し。一たび諸葛亮を見るや、衆に

違ひて之を用ひ、遂に帝業を成す。又 性 儉約、嘗て帳鉤銅を毀して以て錢を鑄し、軍功に非ざれば妄りには賜予せず、以ての故に國用 匱乏に至らず。初めて益州に入るや、丞相掾の趙叡 徵士の 傅幹に問ひて曰く、「劉玄德 其れ濟るか」と。幹曰く、「玄德 寬仁にして度有り、能く人の死力を得。諸葛亮は治に達し變を知り、正にして謀有り、而して之が相と爲る。關羽・張飛は、勇にして義有り、皆 萬人の敵にして、而して之が將と爲る。此の三人は、皆 人傑なり。玄德の略を以て、三傑 之を佐く。何爲れぞ濟らざらん」と。時に馬謖 盛名有りて、亮 毎に之を器とす。帝 亮に謂ひて曰く、「馬謖は、言 其の實に過ぎたれば、大用す可からず」と。亮 以て然りと爲さず、後に竟に街亭の敗有り。

(7) 「胎養」は胎内で子を育てること。ここでは、章帝の元和二年(八五)に出された胎養穀の下賜に関する詔を指すと思われる。「後漢書」本紀三・章帝紀に「(元和)二年春正月乙酉、詔曰、「令云」人有產子者復、勿筭三歲」。今諸懷姙者、賜胎養穀人三斛、復其夫、勿筭一歲、著以爲令。」とある。

(8) 「有大物」とは、『莊子』を典拠とした表現で、「大物」はここでは天下、あるいは天子の位のことと解釈しておく。『莊子』在宥第十一に「夫有土者、有大物也」とあり、成玄英の疏に「九五尊高、四海弘巨、是稱大物也」とある。九五とは易の卦、転じて帝位のこと。池田知久『莊子(上)全訳注』(講談社学術文庫、二〇一四年。初出は『中国の古典5・6 莊子』集英社、一九八三・一九八六年)は「大物は、成疏の「九五尊高、四海弘巨」でよい。羅勉道も「天下乃是渾全一箇大物」と言う」と理解する。

(9) 贊に曰く、漢 秦の惨刻の後を承け、高・文 寬仁を以て人心を結び、淪浹すること既に久しく、牢かたくして解く可からず。中更の禍變ありと雖も、而れども人の謳吟して漢を思ふこと、口に絶えず。世祖 之に因りて、卒に舊物を復し、重ぬるに章帝 惠むこと胎養に及び、培植すること益々固きを以てす。靈・獻の際、大いに壞れ極めて亂ると謂ふ可し。而れども一時の英雄、兵を擁し固を負たもむ者、猶ほ劉氏を以て藉口す。昭烈父子、帝室の支屬なるを以て、一隅に介在して位號を正すこと、尚ほ數十年、先漢由り是に至るまで、祀を垂ること五百。三代より以還、蓋し未だ之有らず。人主の人心を結ぶ、其の效 迺すなはち爾かくのごとし。大物を有する者は、庸みんぞ諸を忽せにす可けんや。

(10) 本文でも述べているように、ここに見える傅幹が述べた劉備への評価は、『三國志』蜀書二・先主傳注「傅子」に見える記述を元にしていると思われるが、蕭常は『傅子』の記述を些か改めている。その大きな変更点は、一つめは『傅子』では趙叡も傅幹も「劉備」と呼び捨てにしているのに対し、蕭常はこれを「劉玄德」「玄德」などと改めていること、二つめは、『傅子』

- の記録によると趙戟は「劉備其不濟乎(劉備 其れ濟らざらんか)」と語りだし、続けて相当に手厳しく劉備を批判しているのだが、蕭常はこれを「劉玄德其濟乎」と改めた上、手厳しい劉備批判は総て省略していることである。たとえ批判者の言葉であっても劉備への否定的評価を記したくないという蕭常の意思が確認できよう。
- (11) 強いて挙げるならば『三國志』蜀書九・劉巴傳注『零陵先賢傳』に見える「及拔成都、士衆皆捨干戈、赴諸藏競取寶物。軍用不足、備甚憂之。巴曰、「易耳。但當鑄直百錢、平諸物賈、令吏爲官市。備從之、數月之間、府庫充實」という記述がこれに近いと思われる。ただしこれは劉備の「性儉約」であることを伝える逸話ではなく、劉巴の提案する經濟政策を劉備が採用して成功したことを伝えるものであり、蕭常の挙げる故事と合致するとは見なしがたいと思われる。
- (12) 關尹は、宦官のかしら。
- (13) 『史記』卷五十・楚元王世家の太史公曰にある表現。
- (14) (前略) 晉の泰始七年 崩ず、時に年六十五。贊に曰く、少帝 賢相に任ずるや、則ち僞境 畏を懷くも、一たび關尹に惑はざるや、亂亡 之に隨ふ。傳に「存亡は任ずる所に在り」と曰ふは、信なるかな。
- (15) 本論の考察対象と若干乖離するが、『續後漢書』后妃諸王傳と『三國志』蜀書四・二主妃子傳の差異として比較的大きいものは、前者には後者で立傳されていない人物の列傳がもうけられていることである。蕭常は、孫権の妹・李昭儀・劉諶のために立傳している。孫権の妹の列傳の内容は『三國志』蜀書六・趙雲傳や蜀書七・法正傳などの記述を元にしたと思われる内容、李昭儀に関する記述は『三國志』蜀書四・二主妃子傳注『漢晉春秋』を元にしたと思われる内容となっており、とくに目新しい記述は見えない。劉諶については本論で言及したが、李昭儀と劉諶は蜀漢滅亡と前後した時期に自害したことを蕭常が高く評価したがゆえに立傳されたものと思われる。
- (16) 昭烈は衰亂の餘を承けたれば、庶事 草創にして、嬪嬙の制、闕けて未だ備はらず。方に是の時、公族 四方に轉徙し、疏封せらるるものも亦た鮮し。陳壽 復た擯けて書せず、是を以て後世に傳はること無し。姑く其の舊に因りて之に附益せん。
- (17) 四庫全書本ではここに「者」の字が入る。
- (18) 懷嬴は、秦の穆公の娘。秦の人質であった子圜の妻となったが、子圜は晋へ逃げ帰った。穆公はその後、懷嬴を秦にやっできた重耳に嫁がせた。重耳はこれを辞退しようとしたが、子圜らの意見を納れ、懷嬴を妻として迎えた。(『國語』卷十・

晉語四

(19) 『三國志』蜀書四・二主妃子傳に見える。劉備は、吳壹(吳懿)の妹を夫人として迎えるよう勧められた際、吳懿の妹がかつて劉焉の子・劉瑁の妻であり、劉備と劉瑁が同族であることからためらったが、法正が重耳の故事を引用し、この婚姻を勧めた。

(20) 『孟子』告子章句下に「長君之惡、其罪小。逢君之惡、其罪大」とある。宇野精一『孟子 全訳注』(講談社学術文庫、二〇一九年。初出は『至釈漢文体系』集英社、第二巻、一九七三年)は「逢君之惡、其罪大」を「君の惡心を誘い出すに至っては、その罪、まことに大である」と解釈する。

(21) 四庫全書本ではここに「焉」の字が入る。

(22) 『孟子』離婁章句上に「一正君而國定矣。」とある。

(23) 「與」は四庫全書本では「歟」。

(24) 「冑」は四庫全書本では「肯」。通字。

(25) 「納君於○」は「君主を○に引き入れる」という定型表現。『春秋左氏傳』莊公・傳十九年に「刑猶不忘納君於善」とある。

(26) 『尚書』周書・罔命にみえる表現。

(27) 贊に曰く、事は正を以て立ち、權を以て濟る。蓋し權なる者は、正の及ばざるを濟す所以にして、苟も事 權に無くんば、正に一にすと雖も可なり。昔 晉文公 秦に僑處するは、秦に因りて國に反らんと欲すればなり。故に秦伯の懷嬴を納るも敢て拒まず。何となれば、人に求むること有らば、勢として従はざるを得ざればなり。然らずんば則ち事 何に由りてか濟らん。此れ豈に已むを得んや。昭烈の吳后を納れんとするや、方に疑ひて未だ決せざるも、法正 乃ち晉文の事を援きて以て其の成るを贊く。是れ所謂「君の惡を逢ふる」者なり。且つ夫婦は、人倫の始にして、以て正ならざる可からず。匹夫すら且つ禮に違ふ可からず、況んや人主をや。晉文の權を以て事を濟ふこと、已に議者の譏を逃るること能はず。今 内は勢に偏られず、外は事 權に無し。奈何ぞ其の禮に違ふの失を踵ぎ、權を以てして正を廢さんや。古者、一たび君を正しくすれば國 定まる。昭烈の天下を定むること能はざるは、其れ賢臣 以て之を正すもの無ければならんか。余 趙雲 同姓の嫌を以て、冑へて趙範の嫂を娶らざるを觀るに、其の守る所の正は、漢廷の諸公 及ぶこと能はざる者有り。もし其れ末議に與するを得ば、必ず能く正の謬を詆りて君を正に納れん。『書』に、「僕臣 正しければ、厥の后 克く正し」

と曰ふは、詎あに信まことに然らずや。

- (28) 『三國志』蜀書四・二主妃子傳注の裴松之注に「習鑿齒曰、夫婚姻、人倫之始、王化之本、匹夫猶不可以無禮、而況人君乎。晉文廢禮行權、以濟其業、故子犯曰、『有求于人、必先從之。將奪其國、何有於妻。』非無故而違禮教者也。今先主無權事之偏、而引前失以爲譬、非導其君以堯・舜之道者。先主從之、過矣。」とある。ここで習鑿齒が引用する子犯の言葉について、盧弼『三國志集解』は「事見『國語』」と指摘する。この指摘通り当該故事は『國語』卷十・晉語四に見えるが、『國語』同箇所を確認できる子犯の言葉は「將奪其國、何有於妻、唯奏所命從也」であり、「有求于人、必先從之」は子犯の発言には含まれていない。これに近い表現は、これに続く子餘(趙衰)の言葉にみえる「禮志有之曰、『將有請於人、必先有人焉(以下略)』」であると思われる。

- (29) 解釈は注(20)所掲の宇野精一の解釈に従う。

本研究は、JSPS科研費 JP19K00114 の助成を受けたものである。

